

建設業者のみなさまへ

～適正な施工の確保のために～



令和5年4月
柏 原 市

目 次

1	入札・契約等の制度について	1
2	技術者等の配置について	2
3	施工体制等について	7
4	下請負について	11
5	安全管理の徹底について	12
6	下請契約及び下請代金支払の適正等の徹底について	13
◇	信頼される公共工事のために	14
◇	資料	15

1 入札・契約等の制度について

R5年度制度の変更内容

建設業法の一部が改正され、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請負代金額の下限が4,000万円から4,500万円（建築一式工事の場合は、6,000万円から7,000万円）に引き上げられ、監理技術者等の専任を要する請負代金額の下限が3,500万円から4,000万円（建築一式工事の場合は、7,000万円から8,000万円）に引き上げられ、下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請負代金額の上限が3,500万円から4,000万円に引き上げられました。

現場代理人及び監理技術者等の役割等を勘案し、完成検査（書類検査）の立会者は、原則現場代理人及び監理技術者等とする。（現場代理人のみでも可）

電子入札システムの利用者登録はお済みですか？

柏原市では建設工事の入札は、電子入札システムを導入しています。電子入札システムの利用者登録がお済みでない場合は、速やかにご登録のお手続きをお願いします。

電子入札システムでの入札に参加されるみなさまへ

入札時に内訳書、申告書の添付が必要な場合、添付ファイルが当該入札案件のもので間違いないか、必要な入力項目を入力しているか等、再度確認してから入札していただきますようお願いいたします。

入札・契約等の制度に関するこれまでの取り組み

- | | |
|------------------------------|------------------------------|
| H19.4～ 希望型指名競争入札の導入 | H26.4～ 暴排条例に伴う誓約書、1者応札の取扱い変更 |
| H20.4～ 総合評価型一般競争入札の導入 | H27.4～ 工事成績活用制度導入、社会保険加入義務付け |
| H21.4～ 予定価格の事後公表、入札等監視委員会の設置 | H29.4～ 地域建設業経営強化融資制度の運用開始 |
| H22.4～ 電子入札システムの導入 | H30.4～ 建設工事における社会保険等の加入促進 |
| H23.4～ 電子入札の拡大、手持ち工事件数の変更 | H31.4～ 建設工事における合併入札の試行 |
| H24.4～ 前払金支払割合の変更 | R4.4～ 技術者等の配置について |
| H25.4～ 中間前払金制度の導入、手持ち工事件数の変更 | R5.4～ 技術者等の配置金額について |

2 技術者等の配置について

工事現場に配置すべき技術者

請け負った建設工事を施工する工事現場に、当該工事について一定の資格を有する者（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐。以下「監理技術者等」という。）を置かなければなりません。

・主任技術者

建設業法においては、建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合には、元請・下請に関わらず工事現場における施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を配置しなければなりません。（建設業法第26条第1項）

・監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計（以下「下請総額」という。）が**4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上**となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて所定の資格を有する**監理技術者**を配置しなければなりません。（建設業法第26条第2項）

また、公共性のある重要な建設工事において、監理技術者を配置する場合、専任が必要となりますが、監理技術者の職務を補佐するもの（監理技術者補佐）を当該工事現場に専任で置くときには、2つの工事を同一の監理技術者が兼任（特例監理技術者）することができます。（それぞれの現場に監理技術者補佐を専任で配置することが必要です。）（建設業法第26条第3項ただし書）

なお、この場合の同一の監理技術者が配置できる工事現場数は2となります。（建設業法第26条第4項、同法施行令第29条）

（参考：監理技術者補佐となるために必要な資格：建設業法施行令第28条）

- ①主任技術者の資格を有する者（法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）
- ②一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者

なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られる。

・主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請総額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となった場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する**監理技術者**を配置しなければなりません。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。（監理技術者制度運用マニュアルニー二(3)）

・専門技術者

土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、これらの一式工事の内容である他の建設工事を自ら施工しようとするときは、当該工事に関し主任技術者の資格を有するもの（専門技術者）を工事現場に置かなければなりません。

配置できない場合は、それぞれの専門工事に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。

なお、この専門技術者は、一式工事の主任技術者又は監理技術者とは必ず別に置かなければならないということではなく、要件が備わっていれば、一式工事の主任技術者又は監理技術者がこれを兼ねることができます。

また、建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事に附帯する他の建設工事を施工することができることになっていますが、その場合においても、当該工事に関する専門技術者を置かなければなりません。（建設業法第26条の2）

・工事現場ごとに専任すべき技術者

公共性のある工作物に関する**請負金額4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上**の場合に配置される主任技術者又は監理技術者は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに**専任**の者でなければなりません。（建設業法第26条第3項）

建設業法における技術者制度

(金額は全て税込み)

許可を受けている業種		指定業種（7業種） （土木、建築、管、鋼構造物、ほ装、電気、造園）工事業			その他（左以外の22業種） （大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体）工事業		
許可の種類		特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請金額合計		4,500万円 ※1以上	4,500万円 ※1未満	4,500万円 ※1以上は 契約できない	4,500万円 以上	4,500万円 未満	4,500万円 以上は 契約できない
工事現場の 技術者 制度	工事現場に置くべき 技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	①一級国家資格者 ②国土交通大臣 認定者	①一級・二級国家資格者 ②登録基幹技能者 ③指定学科卒業＋実務経験者 ④実務経験者（10年以上）		①一級国家資格者 ②指導監督的な 実務経験者	①一級・二級国家資格者 ②登録基幹技能者 ③指定学科卒業＋実務経験者 ④実務経験者（10年以上）	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事であって、請負金額が4,000万円※2以上となる工事					
	監理技術者資格者証 の必要性	発注者が国、公共 団体等のとき必要	必要ない		発注者が国、公共 団体等のとき必要	必要ない	
	監理技術者講習受講 の必要性						

※1：建築一式工事の場合7,000万円 ※2：建築一式工事の場合8,000万円

営業所における専任の技術者と監理技術者等の関係

営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている（建設業法第7条第2号、第15条第2号）ため、原則として**主任技術者または監理技術者等、および契約約款により現場に常駐しなければならないとする現場代理人として配置することはできません。**

ただし、請負金額4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）未満の場合は、特例として、下記の要件全てを満たす場合、営業所における専任の技術者は、当該工事の専任を要しない監理技術者等を兼務することができます。（平成15年4月21日付国総建第18号）

- ①当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ②工事現場と営業所が近接（柏原市内に営業所があること）し、当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
- ③所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

現場代理人

建設業法などには、現場代理人になるために特に必要な資格等は規定されていません。しかし、請負工事契約において、契約の履行に関し、**工事現場に常駐**し、その**運営、取締りを行う**ほか、一部を除く一切の権限を行使することができる（契約約款第10条第2項）とされていることから、本市では技術者と同等の雇用関係が必要であると考え、元請業者と直接的かつ恒常的雇用関係のあるものとしています。

また、現場常駐を義務付けしているため、専任と同様に、他の工事現場の現場代理人、専任を要する監理技術者等のいずれも兼務することはできません。

ただし、本市発注工事のうち工事現場が一体的で同一現場である場合や、随意契約・単価契約工事の場合など、市が特に認めた工事については兼務できるものとします。

なお、現場における責任の自覚と意識の高揚、ならびに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を目的とし、現場代理人は、腕の見やすい所に**腕章を着用**するものとします。

ここでいう**常駐**とは、当該工事のみを担当しているだけでなく、**作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在**していることを意味するものであり、**発注者又は監督職員との連絡に支障をきたさない**ことを目的としたものです。

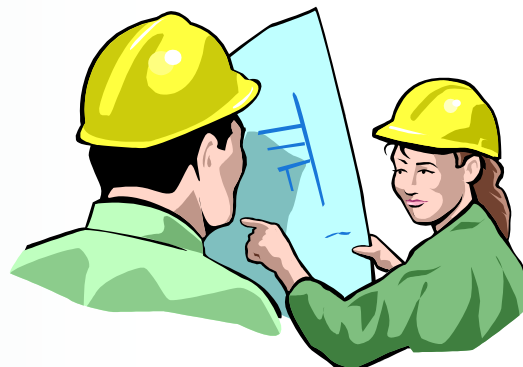
請負者との直接的かつ恒常的な雇用関係

主任技術者等（監理技術者・主任技術者）については、元請業者との直接的（在籍出向者や派遣社員は含めない）かつ恒常的（**入札の申込日**以前3ヶ月以上の）雇用関係になければなりません。（平成16年3月1日付国総建第317号『監理技術者制度運用マニュアル』二一四(3)）

また、現場代理人についても、同様とします。

ここで、「**入札の申込日**」とは、次の日をいいます。

※電子入札の場合	=	入札申込受付の締切日
※郵便入札の場合	=	入札申込受付の締切日
※紙入札の場合		
一般競争入札、希望型指名競争入札	=	入札参加申請日
通常指名競争入札	=	入札の執行日
随意契約	=	見積書の提出日



配置予定の監理技術者等、現場代理人の確認資料

技術者の資格を証明するもの

監理技術者、特例監理技術者の場合：監理技術者資格者証の写し
および監理技術者講習（登録講習）修了証の写し
（過去5年以内に講習を受講していなければならない）
主任技術者の場合：資格証明書等の写しまたは実務経験証明書
監理技術者補佐の場合：一級技師補の証明書および主任技術者要件を満たす
証明書等、又は監理技術者要件を満たす証明書等
※技師補とは、令和3年度からの新たな技術検定制度において第1次検定に
合格した者に与えられる称号である

請負者との直接的かつ恒常的雇用関係を証明するもの

- 1) 監理技術者資格者証の写し
- 2) 保険証等（下記①～⑤のいずれか）の写し
 - ①事業所名の記載されている健康保険被保険者証
 - ②健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書
 - ③住民税特別徴収税額通知書
 - ④雇用保険被保険者証および雇用保険資格取得確認等通知書
 - ⑤源泉徴収票および所得税源泉徴収簿（3ヶ月分）

主任技術者・監理技術者、現場代理人の途中交代

監理技術者制度運用マニュアル（令和2年9月30日付国不建第130号『監理技術者制度運用マニュアル』ニーニ(4)）の趣旨に基づき、監理技術者等の工期途中での交代は原則として認めません。現場代理人についても同様とします。ただし、死亡・傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等特別な場合は除きます。

- ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
- ③ トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

なお、いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要です。

監理技術者等、現場代理人の配置期間

監理技術者等および現場代理人の配置期間は、**完成検査合格の日まで**とします。したがって、完成検査合格の翌日から、他の工事に配置することが可能です。

3 施工体制等について

施工体制台帳の作成・提出

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければなりません。（建設業法第24条の8、同法施行規則第14条の2、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律【以下、「入札契約適正化法」という】第15条）



・施工体制台帳の添付書類

①発注者との請負契約書

- ・発注者との契約書の写し

②下請契約書

- ・一次下請との契約書の写し
- ・二次下請以下の下請負人が締結した全ての契約書の写し

※下請契約書は、「注文書・請書」でも構いませんが、その場合は、建設業法第19条に規定されている16項目が全て約定されている基本契約書又は約款等の写しも添付してください。

契約書に記載しておかなければならない重要事項 16項目

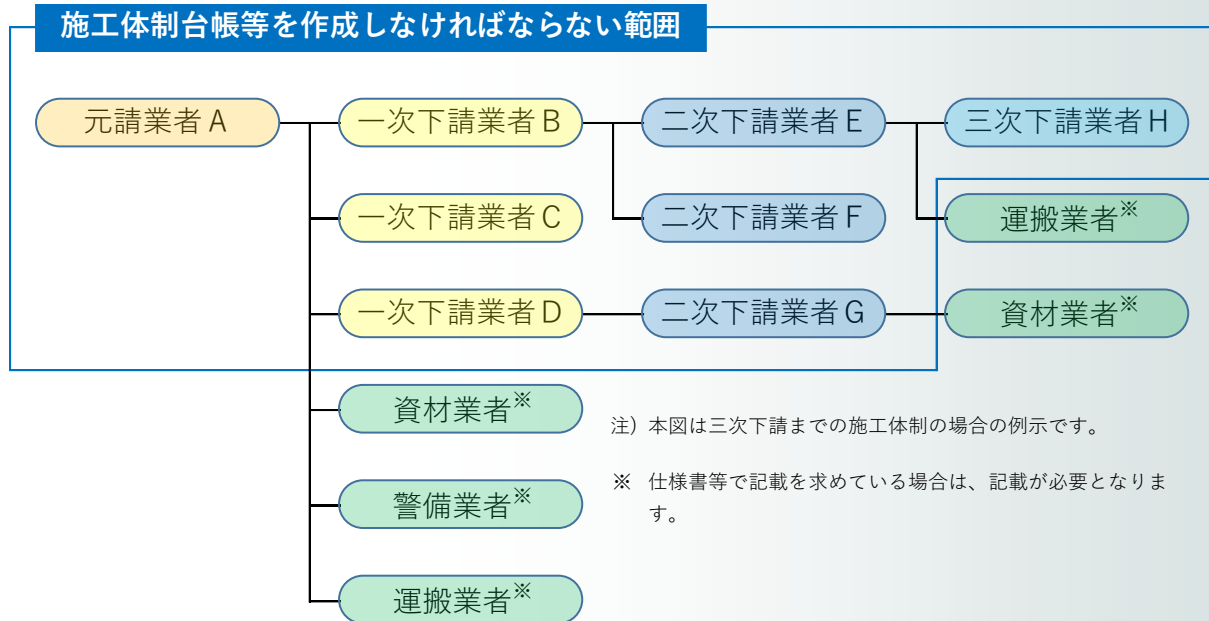
- | | |
|--|--|
| ① 工事内容 | ⑨ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め |
| ② 請負代金の額 | ⑩ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機会を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め |
| ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期 | ⑪ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡し時期 |
| ④ 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容 | ⑫ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法 |
| ⑤ 請負代金の全部又は一部の前払金又は出来高部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法 | ⑬ 工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容 |
| ⑥ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算出方法に関する定め | ⑭ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金 |
| ⑦ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害負担及びその額の算定方法に関する定め | ⑮ 契約に関する紛争の解決方法 |
| ⑧ 価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更 | ⑯ その他国土交通省令で定める事項 |

また、工期や請負代金等を変更する必要がある場合は、双方協議のうえ適正な手順により変更契約を締結し、その写しを本市監督職員に提出して下さい。

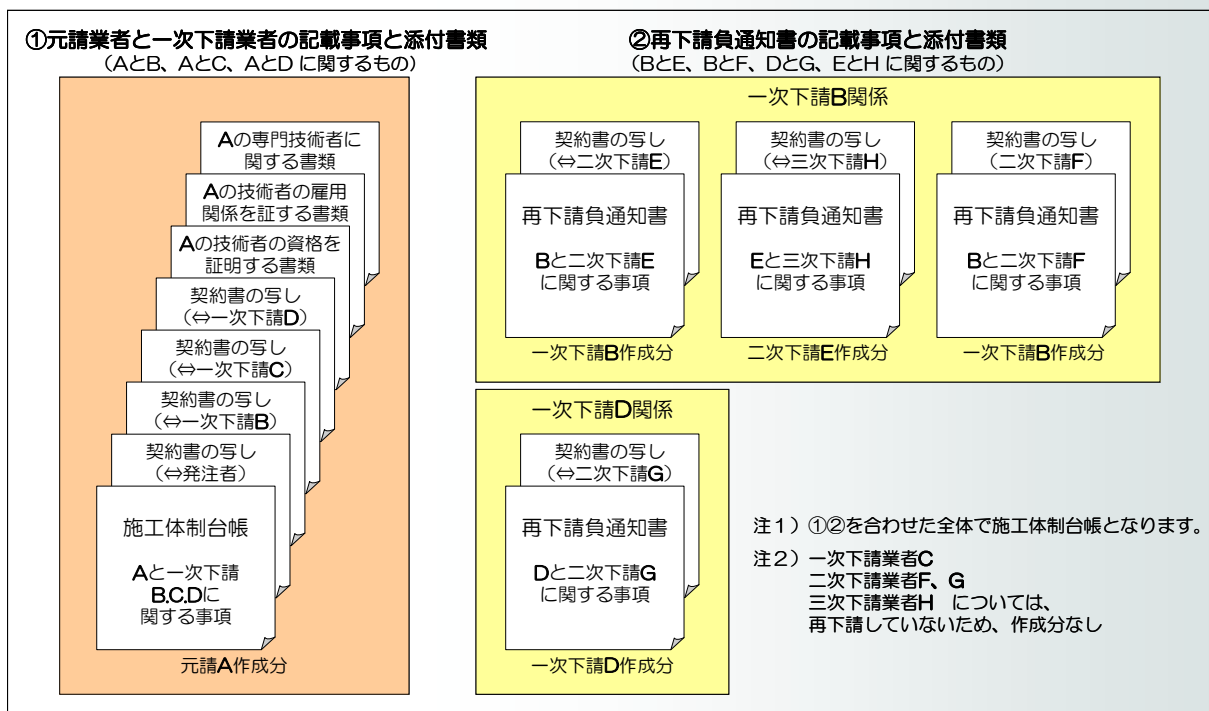
③監理技術者（専門技術者）関係

- ・監理技術者資格者証の写し（表面・裏面とも）
※監理技術者講習終了証の写しも添付してください。
- ・監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し
- ・専門技術者を置くときは、その者が主任技術者資格を有することを証する書面及び直接的かつ恒常的な雇用関係を証する書面

・施工体制台帳の作成範囲



・施工体制台帳の構成



発注者

請負契約

元請 (作成建設業者)

①締結後

台帳の写し提出 (公共工事)

①締結後

- 再下請負通知書の提出案内の掲示 ◆
- 施工体制台帳・施工体系図の作成・掲示

請負契約①

①締結後

施工体制台帳
作成工事である旨の通知 ★

一次下請 (再下請通知人)

②締結後

- 再下請負通知書
- 添付書類 (契約書の写し)

請負契約②

②締結後

施工体制台帳
作成工事である旨の通知 ★

二次下請 (再下請通知人)

③締結後

- 再下請負通知書
- 添付書類 (契約書の写し)

請負契約③

③締結後

施工体制台帳
作成工事である旨の通知 ★

一次下請経由可

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7第1項の規定により（もしくは規定に準じて）、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、

- 1）建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。
また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- 2）貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する1）の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号 ○○建設(株)

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請通知書を提出してください。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。 ○○建設(株)

施工体系図の作成・掲示

公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、工事に関する全ての下請業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければなりません。

（建設業法第24条の8、同法施行規則第14条の6、入札契約適正化法第15条）

特定建設業者の責務

発注者から直接建設工事を請負った特定建設業者は、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法などの法令に違反しないよう指導に努めなければなりません。また、下請業者の法令違反についての是正指導に努め、下請業者が是正しないときは許可行政庁へ通報しなければなりません。（建設業法第24条の7）

工事現場での各種掲示

建設業許可票（建設業法第40条、同法施行規則第25条1,2項）

労災保険関係成立票（労働者災害補償保険法施行規則第49条、労働保険徴収法施行規則第77条）

建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識（入札契約適正化指針）

作業主任者一覧（労働安全衛生規則第18条）

施工体系図（建設業法第24条の8、入札契約適正化法第15条）【上記参照】

再下請通知書の提出案内（建設業法第24条の8、施行規則第14条の3）【9ページ参照】

建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格証の番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	知事許可(般・)第 号
許可年月日	年 月 日

労災保険関係成立票	
保険関係成立年月日	年 月 日
労働保険番号	
事業の期間	年 月 日から 年 月 日まで
事業主の住所氏名	
注文者の氏名	
事業主代理人の氏名	



作業主任者一覧表	
作業名	作業主任者名

公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受けることを拒んではいけません。

（入札契約適正化法第15条）

4 下請負について

一括下請負(丸投げ)の禁止

公共工事における一括下請負は、工事の適正かつ確実な施工を確保するために法律で**全面禁止**されています。（建設業法第22条、入札契約適正化法第14条）

一括下請負とは…

次の1) 2) において、工事の請負者がその下請工事の施工に**実質的に関与**していると認められる場合を除き、一括下請負に該当します。

- 1) 請負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請負わせる場合
- 2) 請負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の一部を一括して他の業者に請負わせる場合

「実質的に関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことをいいます。



下請工事に**実質的に関与**していると認められるためには、

- | | |
|------------|------------------|
| ①施工計画の作成 | ②工程管理 |
| ③出来形・品質管理 | ④完成検査 |
| ⑤安全管理 | ⑥下請業者の施工調整・監督指導等 |
| ⑦発注者との協議 | ⑧住民への説明 |
| ⑨官公庁等への届出等 | ⑩近隣工事との調整 |

元請負人はこれら①～⑩のすべてについて、**主体的な役割**を果たしていなければなりません。

一括下請負の疑義がある場合

元請負人の主任技術者又は監理技術者に対し、具体的にどのような作業を行っているかなどについて、打合せ簿・日報等を見ながらヒアリングを行い、実質的に関与しているか確認を行っていきます。その際、施工管理等に関して十分に責任ある受け答えができなければ一括下請の可能性があるかと判断し、**許可行政庁に通知しなければなりません**ので、十分に注意して下さい。（入札契約適正化法第11条）

一括下請負と判断された場合

監督処分（営業停止）が行われます。下請工事の注文者だけでなく下請負人も監督処分（営業停止）の対象になります。（建設業法第28条）

5 安全管理の徹底について

安全対策

下記の項目に留意し、的確な安全対策の実施をお願いします。

- 1) 災害防止（工事安全）協議会等の設置と1回／月以上の活動、記録整備
- 2) 店社パトロールの1回／月以上の実施と記録整備
- 3) 安全パトロールでの指摘箇所に対する改善と関係者への是正報告
- 4) 安全教育・訓練等の実施と記録整備
- 5) 安全巡視、TBM(ツールボックスミーティング)、KY(危険予知活動)等の実施と記録整備
- 6) 新規入場者教育の実施と記録整備
- 7) 安全管理の臨機の措置
- 8) 過積載の防止
- 9) 使用機械、車両等の点検整備等と管理
- 10) 重機操作に際しての、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置
- 11) 山留め、仮締切等についてのチェックリストによる設置後の点検・管理
- 12) 足場や支保工についてのチェックリストによる組立完了時や使用中の点検・管理
- 13) 工事現場における保安施設等の的確な整備・設置・管理

【参考】労働災害防止対策

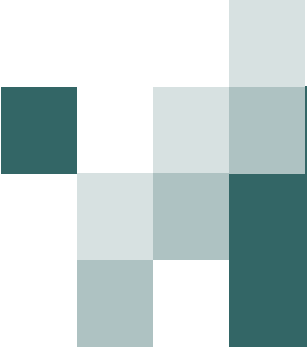
建設業における総合的労働災害防止対策については、厚生労働省ホームページ等をご参照下さい。

道路使用許可条件の遵守

一般交通を規制して工事を行う場合、元請業者が所轄警察署の道路使用許可を得て施工に当たって下さい。また、許可条件は遵守し、安全管理の徹底を図って下さい。

道路を掘削していない準備・後片付け作業でも、道路上に作業車両を置くなど交通規制が伴う場合は、道路使用許可が必要です。したがって、交通規制を伴うすべての作業は許可時間内に行うよう注意して下さい。





6 下請契約及び下請代金支払の 適正化等の徹底について

令和3年12月1日付で国土交通省より建設業団体の長へ「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」が通知されています。

ここに記載されていますように、関係法令、「工期に関する基準」、「建設業法令順守ガイドライン」や企業として社会通念上守るべき企業倫理等を遵守するほか、改正建設業法等の趣旨及び下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定および適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理をより一層の徹底等に努めていただきますようお願いします。

詳しい内容につきましては、下記アよりご確認くださいませようお願いします。

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001443477.pdf>

工期に関する基準
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/5/3/a/53a2487a9bf78379237f5ed60fe66c19.pdf>

建設業法令遵守ガイドライン
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html

建設企業のための適正取引ハンドブック
<https://www.mlit.go.jp/common/001364815.pdf>

建設工事の請負契約に関する相談窓口（建設業取引適正化センター）
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000157.html

信頼される公共工事のために

コンプライアンス(法令遵守)

建設業においては、従来から形式的な要件を所持するだけで適切な施工能力を有しない、いわゆるペーパーカンパニーなどの不良・不適格業者の存在を始め、一括下請負や技術者の不専任などの法令違反が問題となっています。これらの問題を払拭し、地域の建設業に対する信頼を高め、市民から信頼される公共工事を実現するためには、建設工事に関係する諸法令はもとより、その他法令全般の遵守を徹底していただかなければなりません。

技術力の向上

今後ますます厳しくなりつつある受注競争にも対応できるよう、必要な資格の取得や各種技術説明会・講習会等に積極的に参加するなど、工事に関する知識や技術を習得し、建設工事のプロとして一層の技術力の向上が必要になってきています。

市では、今後これらに関する情報提供を適宜行ってまいりますので、ご活用下さい。

モラル・マナー

市街地での工事は、施工に伴う通行規制や騒音などにより、住民の日常生活に、ご不便やご迷惑をお掛けすることもあり、施工業者の適切な現場の管理運営により、住民のご理解とご協力を得ながら実施させていただいております。

しかし、市担当課には時折、施工業者に関しての苦情が寄せられることがあり、施工中の工事現場付近の住民への対応等において、施工業者のモラルやマナーを欠くような言動等から、住民に不安・不快感を与えたものもあるようです。

公共工事の施工時における施工業者のモラルやマナーの欠如は、施工業者自身のみならず、時として市や他の公共工事にまで不信感を募らせ、その結果、事業全体に対しても住民の理解が得られなくなる可能性さえあります。

住民と接する機会の多い現場代理人などは、モラル・マナーには十分注意され、（専門用語は使わず）配慮を持った分かりやすい言葉での説明や、誠実な対応を常に心掛けていただき、住民からより信頼される工事の実現にご協力いただきますようお願いいたします。

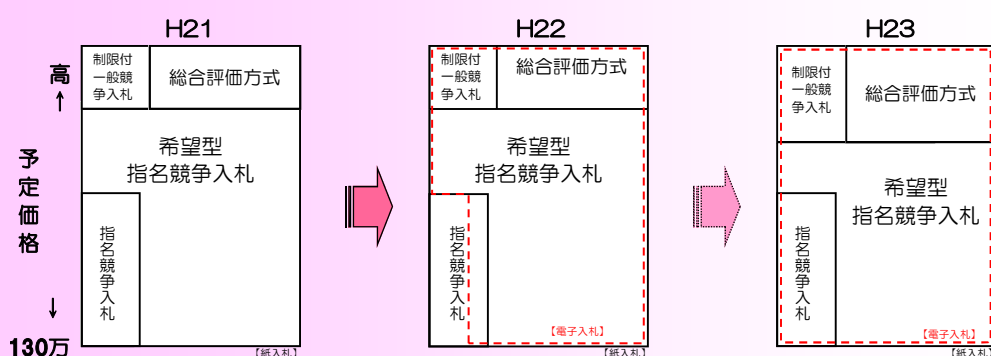
監督員・検査員等が現場を随時巡回点検します。

- 施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検
- 安全対策
- 道路使用許可条件の遵守

工事施工時間、交通誘導員の配置状況、迂回路看板・工事看板の設置状況、作業範囲の分離措置状況（カラーコーン・バリケード）等

公共工事が適正に行われ、市民が安心して生活できる快適なまちづくりに向けて、建設業者のみなさまのご協力をお願いいたします。

H 22 年 度 制 度 の 変 更 内 容



※ 入札改革のイメージを示しているものであり、各方式の占める割合や移行年度などは決定しているものではありません。

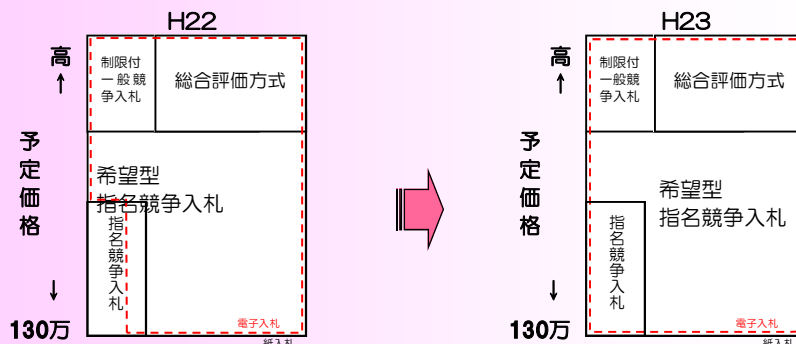
電子入札の導入

柏原市では、入札に関する事務手続きについての更なる公平性・透明性の向上、事業者の利便性・コスト削減及び入札情報公開の向上を図るために、平成22年4月から電子入札システムを導入しています。

電子入札に参加するためには、本市電子入札システムに登録していただく必要があります。

H23年度制度の変更内容

電子入札の拡大



手持ち工事件数の変

H22				H23			
市長部局、水道事業の合計				市長部局、水道事業、病院事業の合計			
業種 (建築除く)	市長部局			業種 (建築除く)	市長部局	公営企業部局 水道事業	病院事業
第1希望	2件			第1希望	2件	2件	2件
第2希望	2件			第2希望	2件	2件	2件
または				または			
業種	市長部局			業種	市長部局	公営企業部局 水道事業	病院事業
建築	2件			建築	2件	2件	2件

最大8件

最大4件

※数字は、それぞれの枠内での最大手持ち工事件数を表しています。
※市内業者・準市内業者を対象とし、随意契約工事等は除外します。

電子入札の拡大、手持ち工事件数の変更

柏原市では、入札に関する事務手続きについての更なる公平性・透明性の向上、事業者の利便性・コスト削減及び入札情報公開の向上を図るため、平成22年度より電子入札システムを導入しました。平成23年4月からは導入範囲を拡大し、電子入札を標準としています。

また、これまで市長部局、公営企業部局で別々に行っていた入札参加資格審査・登録事務および格付けを平成23年度から一元化し、市内業者・準市内業者を対象とした最大手持ち工事件数の変更を行いました。

H 24 年 度 制 度 の 変 更 内 容

柏原市では、入札に関する事務手続きについての更なる公平性・透明性の向上、事業者の利便性・コスト削減及び入札情報公開の向上を図るため、これまでに電子入札システムを導入するとともに、平成23年度から市内業者・準市内業者を対象とした最大手持ち工事件数の変更を行いました。

また、平成24年度からは前払金の支払割合をこれまでの30%から40%に拡大しています。

手持ち工事件数の変更

H22		H23			
市長部局、水道事業の合計		市長部局、水道事業、病院事業の合計			
業種 (建築除く)	市長部局	業種 (建築除く)	市長部局	公営企業部局	
第1希望	2件	業種 (建築除く)	水道事業	水道事業	病院事業
第2希望	2件	第1希望	2件	2件	2件
または		第2希望	2件	2件	2件
業種	市長部局	または		または	
建築	2件	業種	公営企業部局	業種	市長部局
		建築	水道事業	水道事業	病院事業
			2件	2件	2件
最大8件		最大4件			

※数字は、それぞれの枠内での最大手持ち工事件数を表しています。
※市内業者・準市内業者を対象とし、随意契約工事等は除外します。

前払金支払割合の変更

H23		H24	
請負金額	前払金請求可能額 30%		前払金請求可能額 40%

※請負金額1000万円以上、かつ工期が90日以上のある建設工事の場合に請求が可能です。

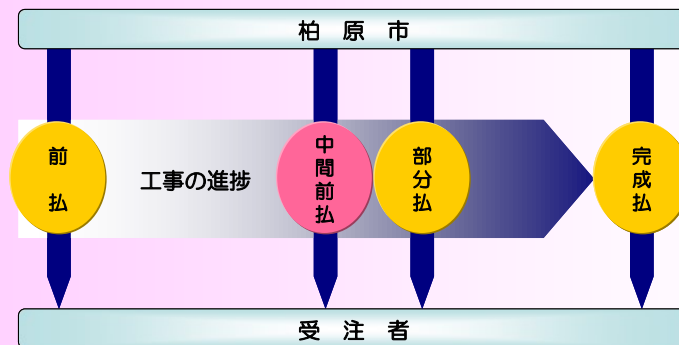
H 25 年度 制度の変更内容

中間前払金制度の導入

柏原市では、建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、建設業者のみなさまの資金調達の円滑化および公共工事の適正な施行の確保が図られるよう平成25年度から中間前払金制度を導入します。

これまでの着工時の前払金（請負金額の40％）に加え、一定の要件を満たす場合、保証事業会社の保証を条件に、請負金額の20％を追加で前払します。

極めて安い保証料と簡単な手続きにより、工事代金の早期受領ができるようになります。



- 注1 部分払後に、中間前払金を請求することはできません。
- 注2 中間前払金が支払われた後の部分払については、請求が可能です。
- 注3 前払金と中間前払金の合計額は、請負金額の60％以内かつ1億2千万円※1を上限とします。（※1 水道事業・病院事業は1億円を上限とします。）
- 注4 中間前払金の支払要件として、次のア～エの全ての要件を満たす必要があります。
- ア 当初の前払金（請負金額の40％）の支払いを受けていること。
 - イ 工期の2分の1を経過していること。
 - ウ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
 - エ 工事の進捗出来高が請負金額の2分の1以上の額に達していること。

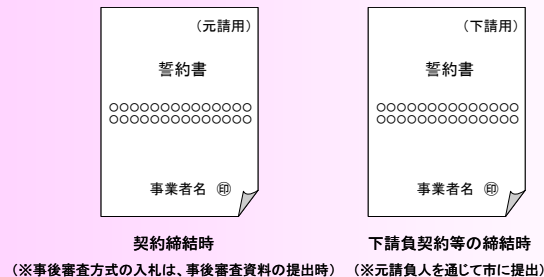
手持ち工事件数の変更

柏原市では、これまで手持ち工事件数※2を最大4件としていましたが、平成25年度からは最大2件とします。（※2 市内業者・準市内業者を対象とし、随意契約工事等は除外します。）

H 26 年 度 制 度 の 変 更 内 容

柏原市暴力団排除条例に伴う誓約書の提出

柏原市暴力団排除条例の施行に伴い、公共工事等の受注に際し、本市と500万円以上の契約を締結する元請負人及び500万円以上の下請契約を締結する下請負人等は、暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要になります。



誓約書の内容に違反した場合

- 元請負人が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認められた場合は、すべての契約を解除し、違約金を徴収します。
- 柏原市の入札参加資格者である元請負人及び下請負人等は、一定の期間、入札等排除措置を行い、公表します。
- 柏原市の入札参加資格者でない下請負人等は、一定の期間、氏名及び住所（法人の場合は、法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地）、違反の内容その他必要事項を公表します。

誓約書を提出しない場合

- 元請負人が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しません。
- 柏原市の入札参加資格者である元請負人及び下請負人等が誓約書を提出しない場合は、指名停止措置を行います。

※下請負人の方へ

- 下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認められた場合は、下請契約を解除してください。下請契約を解除しないときは元請契約を解除し、違約金を徴収します。
- 下請負人等が誓約書を提出しない場合、下請契約を締結しないようにしてください。

1者応札の取り扱い

柏原市では、これまで入札時に1者のみ応札があった場合、その入札を中止※1としていましたが、郵便・電子入札で執行する制限付一般競争入札及び希望型指名競争入札については、平成26年度から一部有効※2とします。

～H25年度			H26年度～		
入札方式		取扱い	入札方式		取扱い
一般競争 指名競争	紙	中止※1	一般競争	紙	中止※1
	郵便		指名競争	郵便	有効※2
	電子			電子	

※1 再度入札公告に対しても入札参加者の変更が見込まれないときは、有効とする場合があります。
 ※2 有効とする案件については、公表文・公告文をご確認ください。

H 27 年 度 制 度 の 変 更 内 容

工事成績活用制度の導入

柏原市では、発注する建設工事の品質向上を図るため、平成27年度から柏原市工事成績評定要綱に規定する工事成績評定点の公表および工事成績評定点が80点以上の入札参加有資格業者に対する入札参加機会の優遇等の制度を導入します。

1.工事成績の公表

【対象】請負金額130万円以上の工事受注者

【内容】請負者名、工種、工事名、工事成績評定点を公表

【期間】工事成績判定結果通知日の翌々月から、完成検査に合格した日の翌年度末まで

【方法】情報公開コーナーおよびウェブサイトに掲載

2.手持ち工事件数の制限緩和

【対象】工事成績評定点が80点以上であった工事受注者

【内容】手持ち工事件数の制限を1件緩和

【期間】工事成績判定結果通知日の翌々月から、完成検査に合格した日の翌年度末まで
※ただし、次のいずれかに該当する場合は、緩和措置を取り消すものとする。

- ・期間中に指名停止となったとき
⇒指名停止措置決定後直ちに緩和措置を取り消し
- ・期間中に工事成績評定点が65点未満の評定を受けたとき
⇒工事成績判定結果通知日の翌々月から緩和措置を取り消し

※緩和措置の例

平成27年10月15日に完成検査に合格し、10月20日付で工事成績80点以上の工事成績判定結果通知書が送付された場合、平成27年12月1日から平成29年3月31日までが緩和措置期間となります。
また、上記緩和措置期間中の平成28年12月6日に完成検査に合格し、12月12日付で工事成績80点以上の工事成績判定結果通知書が送付された場合は、平成30年3月31日まで緩和措置期間が延長されます。

※緩和措置取消の例

上記、緩和措置期間中の平成28年3月31日付にて工事成績65点未満の工事成績判定結果通知書が送付された場合、平成28年5月1日から緩和措置が取り消されます。

社会保険の加入義務付け

柏原市では、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者による公平で健全な競争環境を構築するため、平成27年度から建設工事の入札に参加する場合は、社会保険等の加入を条件とします。

H 29 年 度 制 度 の 変 更 内 容

地域建設業経営強化融資制度について

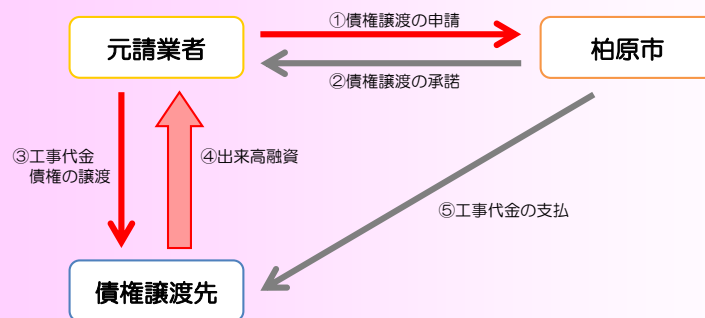
建設投資の急速な減少、資材価格の高騰等により、中小・中堅建設業者は極めて厳しい状況に直面していることから、国土交通省においては建設業の資金調達の円滑化を支援するため、「地域建設業経営強化融資制度」が創設されています。

柏原市では、平成29年4月から「地域建設業経営強化融資制度」の運用を開始します。

■制度の概要

柏原市と工事請負契約を締結している中小・中堅建設業者が、地域建設業経営強化融資制度による融資を希望する場合、本市から未完成工事にかかる工事請負代金債権の譲渡承諾を得た上で、これを担保に金融機関等から融資を受けられる制度です。

融資手続きの流れ



※制度全体については、国土交通省の地域建設業経営強化融資制度について
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/sosei_const_tk2_000011.html をご参照下さい。

■対象となる建設業者

柏原市と工事請負契約を締結している中小・中堅元請建設業者

※原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下の建設業者

■対象工事

柏原市が発注する契約金額が130万円を超える工事請負契約で、出来高が2分の1以上に到達したと認められる工事（複数年度にわたる工事は、最終年度であって、かつ年度内に終了が見込まれる工事）

なお、対象とならない工事請負契約等もありますので、詳細は本市の事務取扱基準をご確認下さい。

■運用期間

平成33年3月31日まで

■融資の相談先

西日本建設業保証株式会社（06-6543-2944）

株式会社建設総合サービス（06-6543-2848）

H 30 年 度 制 度 の 変 更 内 容

建設工事における社会保険等の加入促進について

柏原市では、法定福利費を適切に負担する建設業者による公平で健全な競争環境を構築するため、平成27年度から建設工事の入札に参加する場合は、社会保険等^(※1)の加入を条件とし、社会保険等未加入対策に取り組んできました。

この度、建設業者^(※2)の社会保険等の加入を一層促進するため、平成30年4月1日以降に公告等を行う建設工事より、以下のとおり取組むこととします。

※1「社会保険等」とは、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいいます。

※2「建設業者」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に定める建設業者をいいます。

■取組内容

①建設工事の入札に参加する場合は、社会保険等の加入を条件とします。
（ただし、法令により適用除外とされる場合は除きます。）

②社会保険等未加入建設業者を下請負人とすることを禁止します。
（受注者が直接契約する下請契約に限る。以下同じ。）
→受注者には、「社会保険等に関する誓約書」【様式1】の提出を求めます。

③受注者は、社会保険等未加入建設業者をやむを得ず下請負人とするときは、施工体制台帳等提出時に「社会保険等未加入状況報告書」【様式2】を提出してください。また、下請負人に対し指定期間内（未加入の旨を報告した日から30日以内。ただし、契約期間内とする。）に社会保険等に参加するよう指導するとともに、「下請負人の社会保険等加入状況報告書」【様式3】を提出してください。

H31年度制度の変更内容

建設工事における合併入札の試行について

柏原市では、同一現場又は近接する場所で、同一時期に行う必要がある工事について、円滑で適正な施工を行うことを目的として合併入札方式の競争入札（以下「合併入札」という。）を試行します。

■制度の概要

1. 合併入札とは

合併入札とは、関連性の高い2以上の工事を1つにまとめて競争入札を行い、落札後にそれぞれの工事ごとに契約を締結する方法です。

2. 対象工事

合併入札の対象とする工事は、水道管の布設工事及び下水道管の布設工事とし、1年度に原則1件を選定します。

3. 入札書の記載

合併入札に係る入札書は、全ての対象工事の名称を併記して、消費税及び地方消費税相当額を含まない契約希望合計金額を記載するものとします。

4. 配置技術者等

主任技術者は、それぞれの工事の契約金額が、いずれも建設業法第26条第3講の政令で定める金額未満である場合に限り、同一の者が兼ねることができるものとします。

現場代理人は、同一の者が兼ねることができるものとします。ただし、専任を要する主任技術者又は監理技術者が、当該工事の現場代理人を兼ねる場合はこの限りではありません。

5. 手持ち工事件数

合併入札に係る工事の手持ち工事件数は、対象工事ごと（契約ごと）に計上します。

詳しくは、<http://www.city.kashiwara.osaka.jp/soshiki/keiyaku/>（契約検査課のページ）をご覧ください。

R4年度 制度の変更内容

建設業法が改正され、監理技術者を専任で配置することが必要となる建設工事において、監理技術者補佐を当該工事現場毎に専任で置いた場合、監理技術者は、特例監理技術者となり、複数（2工事まで）の工事現場を兼務することが可能となりました。（兼務できる工事現場はともに柏原市発注工事の場合とします）

営業所における専任の技術者と監理技術者等の関係において、請負金額3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）未満の場合は、特例として、営業所における専任の技術者が当該工事の専任を要しない監理技術者等を兼務することができる要件のうち、「工事現場と営業所が近接し」としていたところに「柏原市内に営業所があること」を付け加えました。



本パンフレットに関するお問い合わせ

柏原市 財務部 契約検査課まで

〒582-8555 大阪府柏原市安堂町1番55号
TEL 072-972-1730（直通） FAX 072-971-2530
ホームページ <http://www.city.kashiwara.osaka.jp/>
E-メール nyusatsu@city.kashiwara.osaka.jp